

# 論 文

## 認知症高齢者、精神障害者、知的障害者と運転免許に関する一考察 成年後見制度との関連より

岡部由紀夫・橋本みきえ・笠 修彰

(西九州大学健康福祉学部社会福祉学科  
ILP お茶の水医療福祉専門学校)

(平成24年11月14日受理)

### **A Consideration on about a Dementia Elderly Person, A Handicapped Person and Driver's License in relation to the adult guardianship system**

Yukio OKABE, Mikie HASHIMOTO and Naoaki KASA

*Department of Social Welfare Science, Faculty of Health and Social Welfare Science, Nishikyushu University  
ILP Ochanomizu Medical Welfare College*

( Accepted: November 14 , 2012 )

#### **Abstract**

The purpose of this study is relation to the adult guardianship system and driver's license. The dementia elderly persons, handicapped persons get to limited a driver's license. Institutional problem has disqualification clause of handicapped persons. Practical problem has between social support and disqualification clause. If necessary to achieve self-realization, they will obtain a driver's license, as support as the adult guardianship.

キーワード：成年後見制度、運転免許、認知症、障害者

Keyword : adult guardianship system, driver's license, dementia, handicapped persons

## I . 問題の所在及び研究の目的

様々な交通網の発展において日常生活における移動手段は多様なものとなってきている。大都市においてはその移動手段として、鉄道やバス等の発展もあり、移動は容易なものとなっているが、片や地方においては、自動車はなくてはならないものとなっており、自動車社会となっている実情もある。そのような中、自動車事故は頻繁に起きており、近年は薬物使用時における違法運転による交通事故やある一定の疾患をもつ者の交通事故が大きく取り上げられるようになってきた。そもそも運転免許制度においては、運転免許を取得することができない要件、欠格条項が道路交通法上に定められており、この要件に該当すると運転免許が取得できないようになっている。

この運転免許における欠格条項の規定については、1960（昭和35）年の道路交通法制定当初より明記されている。その後、改正に次ぐ改正で、現行の規定となったのであるが、まだまだ検討する余地が多い。例えば、障害者という点に着目しても、現行の欠格条項に該当しない障害者として、身体障害者への自動車運転等の支援、例えば自動車の改良等の研究は進んでいる。しかし、知的障害者や精神障害者への自動車運転等の支援についての研究は数が少ない。

また、介護保険制度の諸改正をはじめ、障害者自立支援法等においては、高齢者や障害者が地域で自分らしい生活を過ごせるよう制度が設計されている。またその生活を支えるため一助として、2000（平成12）年に民法改正により創設された成年後見制度は、日常生活上の財産管理や福祉サービス利用における契約等の地域生活を支えていく仕組みとして期待されているものである。

本論では、認知症高齢者、精神障害者、知的障害者の運転免許の取得および保有のあり方について、成年後見制度との関連から若干の考察を試みる。その中で、成年後見制度と運転免許の欠格条項についての整理をし、成年後見人等が関わる際の制度的、実践的な課題を検討する。

## II . 我が国における運転免許について

### 1 . 運転免許の保有状況

運転免許の保有者数<sup>1)</sup>は1969（昭和44）年を100とした場合、1984（昭和59）年には204、2000（平成12）年に301、2011（平成23）年現在では328となり、約8,100万人が免許を保有している。そのうち65歳以上の高齢者は約960万人（16.2%）である。また、身体障害者に対する条件付き運転免許の保有者数では251,685人（0.3%）であり、この身体障害者の運転免許保有者数の推移は大

きな増減はない。

人口の増加に伴い、運転免許保有者が増加する中で、近年の交通事故件数・死者数は減少傾向にあり、特に死者数は10年連続で減少している（2010（平成22）年現在）。

これらの交通事故による死者数の減少について警察庁は、①シートベルト着用者率の向上、②事故直前の車両速度の低下、③悪質・危険性の高い事故の減少、④歩行者の法令遵守の4点を挙げている。これらはシートベルト着用に関する厳罰化や飲酒運転防止等のハンドルキーパー運動等が効果をあげていることが考えられる。

しかしながら、交通死亡事故の被害者としては、特に75歳以上の高齢者数が増加しており、自転車運転中や歩行中に事故にあうケースが多いとの報告<sup>2)</sup>がある。また、最近ではてんかんが影響したと考えられる交通事故や脱法ハーブ等の薬物を吸引後に自動車運転を行い、重大な交通事故を起こすケースも目立っていることから、運転免許の取得方法についての検討が行われている。

### 2 . 運転免許の取得の方法

一般的に、自動車の運転免許を取得しようとする場合、18歳以上の者であって自動車教習所において教習等を経て、運転免許試験を合格することで自動車の運転免許を取得することができるようになっている。

この18歳以上の者とされるのは、道路交通法（以下、道交法とする）第88条「免許の欠格事由」の規定によるものである。この条文では18歳未満の者のほかに、免許停止処分や取り消し処分を受けている者について、道路交通に危険を生じさせる恐れがあるという理由から免許を与えてはならないという絶対的欠格事由として規定されている。

これらの年齢欠格者等に該当しない者については、免許の申請（同法89条）を行うことができ、その手続きとして公安委員会が実施する運転免許試験に合格することで運転免許を取得することができる。

しかしながら、18歳以上の者すべてが免許の申請ができるかと言うとそうではない。同法第90条において、公安委員会は免許の拒否・保留することができる」と規定があり、運転免許試験に合格した者に対して、免許を発行しないことができる。

免許を発行しないことができる対象として同条では、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、そううつ病、重度の睡眠障害、認知症、アルコール・麻薬等の中毒者等を挙げている。

#### (1) 高齢者への対応

現在、道交法における高齢者の運転者対策として、高齢運転者標識標示や運転免許返納制度、高齢運転者に対する教育（高齢者講習）および講習予備検査（認知機能

検査)が実施されている。

特に、高齢運転者に対する教育は、高齢者講習とし70歳以上の高齢者が運転免許の更新する際に義務づけられている。安全運転に必要な知識の講義、自動車等の運転、運転適性検査機材による指導等を通じ、高齢者自身に心身機能の変化の自覚を促している。2010(平成22)年中は204万428人が受講している<sup>3)</sup>。また、講習予備検査とは75歳以上の高齢者が運転免許の更新期間が満了する日前6カ月以内に、受けることが義務付けられている検査である。検査では時間の見当識、手がかり再生および時計描画の3つの検査項目を実施したうえで、その検査結果に応じた高齢者講習を実施している。2010(平成22)年中は118万5886人が受検している。

この検査の結果にて記憶力・判断力の低下が認められ、かつ、運転免許の更新期間満了日1年前の日以降に信号無視などの記憶力・判断力が低下した場合に行われやすい特定の違反行為をしていた場合には、臨時適性検査を受けなければならない。この検査による認知症専門医の診断で認知症と診断されると、運転免許の取り消しまたは停止処分となる。

特に高齢者の場合、若い頃に運転免許を取得し、年を重ねるうちに、次第に身体機能や認知機能が低下したり、また認知症が発症することとなる。本人がそのことを自覚し、自動車等の運転をやめる際には、運転免許の取り消しの申請を行い、返納することができる。また、運転免許を返納した場合、申請により運転経歴証明書を受けすることができるシステムがある。2010(平成22)年中にこのシステムによる70歳以上の運転免許の取り消し件数は55,524件(取り消し件数65,605件)、運転経歴証明書の交付件数は22,163件(交付件数25,771件)である<sup>4)</sup>。この数値だけとらえると、高齢者の運転免許取り消し件数の割合は高いととらえることもできるが、同年中に高齢者講習を受講した人数が204万428人(講習予備検査は約108万人)であることから、極端に少数であることが伺える。

## (2) 障害者への対応

障害者の運転者対策としては健常者と相違する点はない。しかし、道交法第88・90条の規定に該当するか否かによって、その取得方法が異なる。

例えば、身体障害者が運転免許を取得しようとする場合、事前に自動車運転に関する適性相談を経て、自動車の改造等の具体的な助言・指導に基づき教習所等での訓練を行い、運転免許試験に合格することで免許を取得することができ、先述したように現在約25万人が条件付きながら運転免許を保有している。

次に、道交法第88・90条に該当する者が運転免許を取得しようとする場合は、病状申告を行ったうえで、運転

適性相談、臨時適性検査を経て、運転免許の取得ができるようになっている。特に精神疾患(統合失調症)やてんかん等においては、一定の期間、状態が安定していることを条件に手続きを行うことができる。

また、上記に該当しない知的障害者の場合は、通常の運転免許試験に合格することで、運転免許を取得することができる。知的障害者の運転免許の取得については、伊保・田中(2005)の調査<sup>5)</sup>によれば、知的障害者の運転実技について、「特に困難は見られない」という自動車教習所教官からの見解が得られている。しかしながら、学科試験については何度挑戦しても合格しなかったため、運転免許の取得をあきらめたケースも報告されている。

## Ⅲ．成年後見制度と運転免許について

### (1) 成年後見制度と道交法との関連

高齢者や障害者が成年後見制度を利用することは、事理弁識能力を欠き、責任能力がなくなるとみなされ、本人の権利・資格が制限される。その代表的な例として選挙権(被選挙権)や公務員等の就業資格、専門資格等について制限がある。これらは、欠格条項とよばれる。

そもそも欠格条項とは、一般に特定の地位や職業につくこと、また、社会的活動を行うことに関わる資格要件を定めた法律・制度の中にある資格要件を欠く事由(欠格事由)を定めた規定のことであり、障害に関わるもの他、国籍や刑罰の前歴に関わりがあるとされている。これらの欠格条項に定められる事由のうち、障害を理由にした規定が「障害者欠格条項」と呼ばれている。

先述したように運転免許については、この障害者欠格条項として第88条が規定され、障害者の運転免許の取得について、またその後の生活に大きな影響を与えている。

欠格条項に関して、運転免許と成年後見制度の関連であげるとすれば、代行運転に関する法律がある。代行運転を行う者の欠格事由として「成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」と規定されている。この代行運転業を行う者はタクシーと同様に第二種運転免許の所持が義務付けられているから考えると、第二種運転免許を持っていれば、被補助人でも代行運転業務を行っても構わないということが言える。すなわち、道交法に成年被後見人等の民法に関連する項目がないことも鑑み、成年後見人等が就任している障害者であっても運転免許を所持することが可能であるということが指摘できるのではないだろうか。

### (2) 成年後見人等の責任

今まで地域等で生活してきた高齢者や障害者であれ

ば、運転免許を所持している可能性があると考えられ、日常的に自動車を活用している場合もある。近年は認知症ドライバーによる交通事故等が発生している現状からも、認知症高齢者や精神障害者、知的障害者の成年後見人等に就任した場合には、これらの者が運転免許証を保有しているか、また自動車の運転を行っているかを確認する必要がある。

先述の通り、運転免許の欠格事由については疾病に起因する内容が中心であり、成年後見制度の利用との関係、民法と道交法との間での欠格条項（資格制限）は直接的な関連性が見当たらなかった。しかし、欠格条項に該当しないことから、成年被後見人等である認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の運転をそのまま黙認してよいかと言うと、そうではない。

成年後見人の義務として、民法第869条および第644条による善管注意義務を果たす必要がある。この善管注意義務とは委任を受けた人、ここでは成年後見人等が、職業、能力、地位において、社会通念上、要求される注意義務のことである。つまり、成年後見人が職務を遂行する場合において、この注意義務に踏まえた財産管理や身上監護を行う必要があり、身上配慮義務も課せられている。このことより、特に専門職後見人であれば、担当する成年被後見人の申し立て事由からも、判断能力が乏しくなっていることは理解でき、成年被後見人等が自動車運転することが道路交通において危険を生じさせる恐れがあるということが安易に予測できるだろう。

その為、何らかの対応を行わず、成年被後見人等が自動車を運転し交通事故を起こした場合には、善管注意義務違反（不法行為責任又は債務不履行）となり、成年後見人が賠償請求の対象となりうる可能性がある。

また、成年後見人等の責任について、新井ら（2006）<sup>6)</sup>は、民法第714条1項より事故等で第三者へ損害を与えた場合は、成年後見人は成年被後見人に対し、責任無能力者の法定監督義務者の立場にあることから責任を負う必要があるとしている。しかし、監督義務を怠っていないことが立証できれば免責されること、加えて、この責任については家族的な共同生活の中でのことであり、専門職後見人のように共同生活を営んでいない場合はこの限りではないと指摘している。

## Ⅳ．成年後見制度と運転免許制度の今後の課題

### (1) 制度的課題

成年後見制度と運転免許の制度にかかる課題として欠格条項があげられる。日本における欠格条項については1999（平成11）年の見直し以降、絶対的欠格条項については大幅な見直しが行われたが、条件付きともとられる相対的欠格条項は多く存在している。

欠格条項の見直しについてとらえてみると、戦後の混乱期以降、障害者福祉施策は、保護的な対策から自立生活の促進や社会参加の機会の拡大というように、広く障害当事者の主体性、権利性を発揮できるように展開されてきた。一方で、障害当事者の主体性、権利性に対し制限をかけられる対応もとられていた。それは障害者に係る欠格条項である。この欠格条項は資格・免許や仕事の許可等において、障害を理由に制限（規制）をかけるというものであり、障害者の社会生活に対する排除的な要素を多く含んでいる。

1999（平成11）年の障害者施策推進本部による「障害者に係る欠格条項の見直しについて」において見直しが必要とされた欠格条項は63制度にも上っている。この見直し案が提出される際に障害者関連団体からも様々な意見が寄せられて、議論されている。

例えば、岩崎（1999）<sup>7)</sup>は障害者に関わる欠格条項についての問題点を、「障害を理由に一律に資格や地位取得から排除し、憲法で保障されている『法の下での平等』に違反している点」と指摘し、また「障害者への偏見を理由とする欠格条項は、その存在自体が、『障害者』＝『能力がない（危険である）』という社会的なレッテルを貼り、障害者に対する社会的偏見の拡大再生産する危険性を有している」として、欠格条項により障害者に課せられるスティグマがあるとしている。これに加え、欠格条項の記載される法律がそのまま運用されるのであれば、障害を隠して仮にうまく資格・免許を取得したとしても、それは違法行為となり、その上、資格・免許を取得する際の心理的負担が大きく、その後の職業選択や社会参加についても実害が大きいことも懸念している。

欠格条項について、特に運転免許の取得等においては、運転に関する技能、知識を問う運転免許試験等があるにも関わらず、障害者欠格条項が定められ、取得の制限をしている。しかし、判断能力が不十分な者が利用する成年後見制度については触れられておらず、制度的に齟齬があるのではないだろうか。これは障害当事者が病識あるいは障害受容ができており、または医師等の専門職からの助言等により、適切な運転に関する判断が可能であれば、障害者欠格条項に関する規定については検討する余地があると考えられる。

ただし、無条件に運転免許試験に合格した者へ運転免許を発行することは、交通安全の確保につながるとも言い難い。交通安全の確保の観点から、後藤（2001）<sup>8)</sup>は「交通事故抑止と障害者等の人権の双方に十分配慮した適切な運用がなされるよう配慮していく必要がある」とし、適切かつ効果的な運用に期待している。今後、運転免許制度における欠格条項をどのように定めていくのが課題となる。

## (2) 実践的課題

制度的課題において、本人の病識等の状況によっては法的に免許を保有できることについて検討できた。しかし、実際に成年後見制度に基づき高齢者や障害者等を支援する場合、どのような課題がでてくるだろうか。

認知症高齢者の成年後見人等として就任する場合、成年後見制度の申し立て時に、診断書や必要に応じて鑑定書の提出が済んでいることが前提である。このことから「認知症」として判断ができるため、道交法における第88条の欠格事由「認知症」に該当し、運転免許証の返却または自動車の運転の中止を検討する必要があると考えられる。

ただ、今まで日常的に使用してきた自動車を認知症高齢者から奪ってしまうことは、本人の生活を乱してしまう要因になりかねない。また、自動車での移動がないと買い物や通院等へ行くことができない場合も想定される。

運転が生活習慣化している高齢者から運転免許の停止を求めることは多くの問題を抱えている。所(2008)<sup>9)</sup>や池田(2009)<sup>10)</sup>は、特に認知症高齢者の運転の中断について、①運転免許の返却への理解、②自動車の運転の停止、③自動車運転停止後のサポートについて苦労すること等を挙げている。加えて、認知症発症後の高齢者の免許の返納については難しいと報告している。

これらより、認知症高齢者への運転免許返却を前に、医師、家族、関係機関と協議する必要がある。特に成年後見人が就任している場合においては、善管注意義務等もあることから、日常生活における移動の代替手段を検討・導入しつつ、自動車の運転については控えるような対策を行っていくことが重要であろう。

また、これら的高齢運転者対策から認知症高齢運転者対策を考えた場合、若年性認知症への対策も考える必要がある。若年性認知症者の運転免許の問題について、池田(2009)<sup>11)</sup>は老年精神医学会の調査結果を踏まえ、自動車運転を継続している認知症高齢者の半数は75歳未満と指摘している。加えて、「そもそも運転中断が困難な認知症は仕事や通勤などに車を利用している若い認知症患者が多い。また、症例としても提示したように、アルツハイマー病と比べて、交通ルールの無視などにより運転行動がより危険であるといわれている前頭側頭葉変性症患者は、大部分が75歳までに発症する。このような患者は、記憶障害や視空間認知症がないか軽度のため、仮に検査を受けたとしても問題なく通過してしまう可能性がある。」と指摘している。つまり、現行の75歳以上を対象とした講習予備検査では、認知症高齢者による運転対策としてどの程度の効果を得ることができるか疑問である。

また、精神障害者・知的障害者の成年後見人として就

任した場合は2通りのことを議論する必要がある。一つは認知症高齢者同様に成年後見人等の就任時において、既に免許を保有している場合、もう一つは成年後見人等の就任後に免許を取得する場合である。

成年後見人の就任時に運転免許証を保有している場合は、やはり自動車の運転の有無を確認する必要があるだろう。また、運転免許証についてはどのような経緯で取得してきたのかも確認するべきである。病歴等を隠し、虚偽申請にて非合法的に免許を取得することが現在、大きな社会問題となっていることから、成年後見人の実践的課題としては、その取得経緯を確認し、自動車の運転をする際に安全に配慮するように促すことが必要である。

成年後見制度に関連することではないが、森本ら(2007)<sup>12)</sup>が行った自動車任意保険に関する調査結果では、保険加入については「てんかんなど病気に関する条項はなく、特定の病名による加入制限もない(8社中8社)」「病気があっても合法的な運転資格があれば、加入は無条件で認める(8社中8社)」となっており、さらに保険金の支払いについては「特定の病名により保険金支払いを拒否することはない(8社中8社)」としながら、事故発生時の原因が疾病等による場合は減額、拒否するケースがあると報告されている。この調査結果より、交通事故時の対応はケース・バイ・ケースとなるが、任意保険への加入が可能であるということは、社会的に考えて、疾病、障害の有無に問わず、正式な免許取得により自動車運転を行うことは制限されるものではないということが考えられるのではないだろうか。つまり、精神障害者らが適切な手続きを行って免許を取得しているのであれば、安全に十分に配慮することで、ただちに運転免許の返却へとつながるものではないと考察できる。

また、成年後見人等の就任後に免許取得を行う場合も考えられる。現実的には成年後見制度の利用後に運転免許試験を受験し、合格するという事は難しいことが予測できる。

しかしながら、先述した通り成年後見人等が就任したことで、日常生活上の移動手段となる自動車運転を奪ってしまってよいだろうか。特に成年後見人等の就任により、権利擁護的側面よりも権利侵害的側面が強くなり、本人が希望する地域生活へ悪影響を与えるケースもある。成年後見制度の本来の意味ならびに成年後見人等が果たすべき職務を考えた場合、合法的に運転免許が取得できるのであれば、その可能性として運転免許の取得、快適な地域生活の一助となればよいと考える。

## 参考・引用文献

- 1) 警察庁交通局運転免許課：運転免許統計平成23年版，(2012)
- 2) 警察庁交通局運転免許課：前掲書1)，(2012)
- 3) 警察庁：警察白書平成23年版，(2011)
- 4) 警察庁：前掲書3)，(2011)
- 5) 伊保愛子・田中敦士：知的障害者による自動車運転免許の取得支援 - 自治体・学校・自動車教習所による支援の現状 - ，琉球大学教育学部紀要73 (2005)
- 6) 新井誠，赤沼康弘，大貫正男編：成年後見制度 - 法の理論と実務 - ，有斐閣，(2006)
- 7) 岩崎晋也：障害を持つ人の欠格条項の問題と今後の課題，ノーマライゼーション1999年12月号 (1999)
- 8) 後藤輝久：障害者に係る運転免許の欠格事由の見直し，月間交通2001年10月号，(2001)
- 9) 所正文：高齢ドライバーの運転免許更新をめぐる問題，老年社会科学，第30巻第1号，(2008)
- 10) 池田学：若年性認知症の運転免許の問題，精神医学，51 (10)，(2009)
- 11) 池田学：前掲書10)，(2009)
- 12) 森本清，伊藤正利，井上有史，栗原まな：てんかんを持つ人の自動車任意保険の現況 - 加入資格と支払条件に関する調査 - ，てんかん研究，25巻1号，(2007)